

建設工事成績評定通知及び公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、指宿市建設工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第8条の規定に基づき、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の工事成績評定の通知及び公表に関する事項を定め、工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の公正性及び透明性を図ることを目的とする。

(評定の通知)

第2条 評定の通知は、建設工事成績評定通知書（第1号様式）により評定結果を通知するものとする。

(説明請求)

第3条 第2条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、第2号様式により評定結果の説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第4条 市長は、前条による説明を求められた場合、速やかに第3号様式により回答するものとする。

(指宿市建設工事成績評定評価委員会)

第5条 市長は、前条の回答をしようとするときは、指宿市建設工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部長
 - (2) 建設部長
 - (3) 当該工事の検査員
 - (4) 当該工事の担当部長
 - (5) 当該工事の担当課長
 - (6) その他委員長の指名する職員

(職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、建設部長が職務を代理する。

(評定の公表)

第8条 評定結果の公表は、第2条に定める建設工事成績評定通知書を指宿市役所庁舎内において閲覧に供することにより行うものとする。

2 閲覧しようとする者は、備え付けの閲覧簿に必要事項を記入の上、閲覧するものとする。
なお、閲覧の期間は、公表を閲覧に供した日が属する年度の次の年度の3月31日までとする。

附則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

第 年 月 日 号

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

指宿市長

印

建設工事成績評定通知書

貴社が受注し完了した次の工事について、指宿市建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この通知書を受理した日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面による回答とし郵送いたします。

工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	円	当初契約締結日	
契 約 工 期	～		
工 事 完 了 日		完成検査実施日	
評 定 点	点	(項目別評定点は別紙のとおり)	
修 正 評 定 点	点	(項目別評定点は別紙のとおり)	

○提出先又は問い合わせ先
〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市役所（工事担当課名）
TEL 0993-22-2111 内線

項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1 施工体制	I 施工体制一般	3.3 点
	II 配置技術者	4.1 点
2 施工状況	I 施工管理	13.0 点
	II 工程管理	8.1 点
	III 安全対策	8.8 点
	IV 対外関係	3.7 点
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	14.9 点
	II 品質	17.4 点
	III 出来ばえ	8.5 点
4 工事特性	I 施工条件等への対応	7.3 点
5 創意工夫	I 創意工夫	5.7 点
6 社会性等	I 地域への貢献等	5.2 点
7 法令遵守等		(-) 0 点
評定点合計		100 点

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

指宿市長 様

(受注者)

所在地

称号又は名称

代表者氏名

㊟

建設工事成績評定に係る説明請求について

年 月 日付け 第 号で通知のありました建設工事成績評定の内容について、下記のとおり説明を求めます。

記

- 1 工 事 名
- 2 施 工 場 所
- 3 説明要求事項

(説明事項を具体的に記述する。)

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（契約の相手方）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

指宿市長

印

建設工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました建設工事成績評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 施 工 場 所
- 3 評定内容の説明